

小田原市国民健康保険特定保健指導業務プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1)業務名

小田原市国民健康保険特定保健指導業務

(2)業務目的

平成 20 年 4 月から各医療保険者に義務付けされた内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した生活習慣病予防に関する特定保健指導を実施してきた。今後も効率的かつ質の高い保健指導を確保するため当該業務を外部委託することとし、プロポーザル方式により委託先を選定するものとする。

(3)業務内容

国の定める実施基準「標準的な健診・保健指導プログラム【令和 6 年度版】」、「特定健診・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第 4． 2 版）」（以下、「手引き（第 4． 2 版）」という。）、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 19 年厚生労働省令第 157 号）」及び本市が令和 6 年 3 月に策定した「第 3 期データヘルス計画～第 4 期特定健康診査・特定保健指導実施計画～」（以下、「本市特定健康診査・特定保健指導実施計画」という。）に規定されている特定保健指導に関する業務とする。

(4)その他

業務内容に関する仕様については、別紙「令和 7 年度小田原市国民健康保険特定保健指導業務（単価契約）委託仕様書（案）」のとおりとする。

2 事業の提案上限額

2,099 千円（令和 7 年度）

＜令和 7 年度特定健診受診者数による予定数量＞

- ・動機付け支援 53 人
- ・積極的支援 8 人
- ・募集等 556 人

＜参考＞

令和 5 年度特定健診受診者数 7,409 人
特定保健指導対象者数 678 人

参考：令和 5 年度 委託業者実施分実績（※医師会実施分除く）

	特定保健指導対象者		特定保健指導終了者	
	積極的支援	動機付け支援	積極的支援	動機付け支援
40～64 歳	156 人	521 人	21 人	80 人
40～74 歳				

*法定報告値より

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

本企画提案に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお要件の基準日は書類提出日とし、備えるべき要件を欠く事態が生じた場合には失格とする。

- (1)「かながわ電子入札共同システム」による令和6、7年度競争入札参加資格者名簿（一般委託）に登録されていること。
- (2)社会保険診療報酬支払基金に特定保健指導機関として登録し、特定健診・特定保健指導機関番号を取得していること。
- (3)特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4.2版）の「4-1-2 特定保健指導の外部委託に関する基準」で定められている実施基準を満たしていること。
- (4)地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であり、小田原市の契約案件において、過去2年間、同条の第2項の規定に該当しない者。
- (5)過去半年以内に小田原市若しくは、他の地方公共団体又は国から指名停止処分を受けていないこと。
- (6)健康・医療等に関する諸課題に精通し、過去2年間に、特定保健指導など保健指導サービス業務について実績があること。
- (7)プライバシーマークまたは情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)「ISO/IEC27001」の認証を取得していること。

5 募集内容

(1)募集方法

本市ホームページで募集する。

(2)提出書類

ア 誓約書（様式1）：1部

イ 参加申込書（様式2）：1部

ウ 会社の事業概要がわかる会社案内等の資料：1部

エ 業務受託実績書（様式3）と契約書※の写し：1部

※契約書について、開示できない情報は黒く塗りつぶして提出すること。

オ 「法人市町村民税」「固定資産税」について未納がないことを証明する書面（納税証明書）：1部

(3)提出期限

令和7年7月4日（金）午後5時まで（郵送の場合は必着）

(4)提出方法

持参又は郵送

※郵送で提出する場合は、封筒の表面に「特定保健指導業務公募型プロポーザル参加申込書 在中」と朱書きし、「書留」「簡易書留」「特定記録」のいずれかとする。

(5) 提出先

「14 問い合わせ先」に記載のある担当窓口まで

6 質疑・回答

本企画提案に関して不明な点がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

質問書（様式4）

(2) 提出期限

令和7年6月20日（金）午後5時必着

(3) 提出方法

電子メールに添付して送付すること。件名は「特定保健指導業務公募型プロポーザル質問書」とすること。

※必ず電話で到達確認を行うこと。

※提出期限までに到達確認が取れない場合は受け付けない。

(4) 提出先

「14 問い合わせ先」に記載のある担当窓口まで

(5) 質問の回答

提出された質問事項をすべて取りまとめ、質問者名を伏せ、令和7年6月27日（金）までに本市ホームページで公開する。

なお、質問の内容によって公平性を保てないと判断した場合は、回答を行わないことがある。

7 参加申込資格審査

審査

「4 参加資格」に基づき審査を行い、参加資格審査結果通知書（様式5）により通知する。

8 企画提案書作成方法

別紙「企画提案書作成要領」のとおり（提出期限 令和7年7月28日（月））

9 審査方法

小田原市国民健康保険特定保健指導業務プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が、提出された企画提案書等の内容及びプレゼンテーション・ヒアリング等について審査する。各審査員の評価点の合計を総合評価点とし、審査員の評価した評価点の平均が60点以上の者のうち総合評価点の最も高い者を優先交渉事業者とし、総合評価点が2番目に高い者を第2位優先交渉事業者とする。なお、応募者が1者だった場合は、審査員の評価した評価点の平均点が60点未満であるときを除き、当該応募者を優先交渉事業者とする。

審査委員会開催日時

(1) 日程

令和7年8月7日（木）予定

※時間や会場等の詳細は、参加申込後別途通知する。

(2) 実施内容

プレゼンテーションの具体的な内容として、以下を予定している。

ア 企画提案書説明（20 分）

企画提案書から抜粋して説明する。プロジェクターの使用は可とするが、別の資料配布は認めない。

イ 質疑応答（10 分程度）

企画提案書や説明内容等について質問を行う。

(3) 実施方法

ア プレゼンテーションは、本業務を受注した場合に実際に担当する管理責任者及び主たる担当者等が行うこと。

イ プレゼンテーションに必要なプロジェクター、スクリーンは本市が準備するが、提案者において準備してもよい。ただし、パソコンは提案者において準備すること。

ウ 出席可能人数は5名までとする。

10 審査結果

(1) 審査結果は、プロポーザル審査結果通知書（様式8）により通知する。

(2) 本市ホームページにて優先交渉事業者及び総合評価点を公表する。（審査委員ごとの参加者順位1位が最も多かった者を候補者として選定する場合は、総合評価点は記載しない。）

(3) 審査結果に対する問い合わせは、通知発送10日以内に対応する。

11 日程

項目	日程
公募開始	令和7年6月6日（金）
質問受付期日	令和7年6月20日（金）
質問回答期日	令和7年6月27日（金）
参加申込書の提出期限	令和7年7月4日（金）午後5時必着
参加資格審査結果の通知	令和7年7月11日（金）
企画提案書等の提出期限	令和7年7月28日（月）
プレゼンテーション審査	令和7年8月7日（木）
優先交渉事業者をホームページで掲示、審査結果を通知	令和7年8月中旬
契約	令和7年8月下旬

12 提出書類の取扱

(1) 参加届出書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。

(2) 本企画提案に要する全ての費用は、参加者の負担とする。また、提出書類は返却しない。やむを得ない理由により本企画提案が中止になる場合、これに要した費用については本市に請求できないものとする。

(3) 実施要領に記載されていない事項について疑義が生じた場合は、別途協議することとする。

- (4) 提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。なお、提出書類は企画提案選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (5) 企画提案に関する提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。ただし、本市が認めた場合はこの限りではない。

13 情報公開及び提供

提出された提案書の著作権は、提案の採否に係らず、提案書を提出した事業者に帰属する。ただし、当市が公表等に必要と判断した場合は無償で使用及び修正する権利を持つものとし、提案書を提出した事業者は著作者人格権を主張しないものとする。なお、提出書類は本業務以外の目的で使用することはないが、提案書は小田原市情報公開条例（平成 14 年条例第 32 号。以下、「条例」という。）に基づき情報公開の対象となるため、提出書類において、法人に関する情報に該当するものには、その旨を明記し、該当する部分を明らかにすること。

14 問い合わせ先

担当所管（連絡先、書類提出先）

担 当 小田原市 福祉健康部 健康づくり課 成人保健係

所在地 〒250-0816 神奈川県小田原市酒匂2-32-16

T E L 0465-47-4724

F A X 0465-47-0830

E-mail ke-seijin@city.odawara.kanagawa.jp

15 その他

(1) 次のいずれかに該当する企画提案は無効とし、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 企画提案一式に虚偽の記載をした場合

ウ 参加申込書等に虚偽の記載をした者が行った提案

エ 記載内容が著しく不明確な提案

オ 2 通以上の書類提出がなされた提案

カ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

キ 見積書の金額が、提案上限額を超過した場合

ク 企画提案関係者と不正な接触等を行った者

ケ その他実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した提案

(2) 提出書類は、条例に基づく公開請求があった場合は、公開の対象となる。

(3) 本市特定健康診査・特定保健指導実施計画は、本市ホームページで公開している。

<参考>審査基準

評価項目	評価の視点	配点
導入実績	十分な経験と実績を有しており、本業務の知識が十分にあると認められるか。	5 点
特定保健指導の基本的な考え方や重視するポイントについて	本市特定保健指導の利用率、実施率を向上させるための通知や利用勧奨にナッジ理論等の工夫があるか。	10 点
	複数年対象となった者が継続して参加する工夫があるか。	10 点
	保健指導に無関心な対象者及び時間的に受講が困難な対象者に対する支援方法や工夫があるか。	5 点
	実施時期等は妥当か。(健診受診日から保健指導実施日が離れすぎているか。)	5 点
	未利用者の勧奨支援について、工夫があるか。	5 点
	本市の地域特性や課題を反映した指導内容となっているか。	5 点
	保健指導終了後、参加者が継続して続けられるプログラムであるか。	5 点
技術向上のための取組体制について	業務を遂行する上で、適切な人員・専門職が配置されているか。	10 点
	保健指導に従事する職員の技術向上のための研修等の取組がされているか。	10 点
トラブル発生時の対応について	トラブル等発生時に迅速な対応がとれる体制が整っているか。	5 点
事業の評価等について	特定保健指導終了後の行動変容に関する多角的な視点による評価方法があるか。	5 点
プレゼンテーションについて	本市が求める業務に応じた的確な提案説明や回答であったか。	5 点
	仕様書で示した要求事項以外についての提案であり、特定保健指導対象者や本市職員にとって有用な提案であるか。	5 点
見積金額	妥当な価格に基づいて算出しているか。	10 点